

高浜原発運転差止仮処分異議審決定についての抗議声明

2015年12月24日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団

本日、福井地裁は、高浜原子力発電所3・4号機の運転差止仮処分の異議審において、同発電所3・4号機の運転差止めの仮処分命令を取消し、債権者の申立てを却下する決定をした。

その理由とするところは、以下のとおりである。

- ① 基準地震動の策定についても最新の科学的・技術的知見を踏まえ、規制委員会で専門的技術的知見に基づき中立公正な立場で審査することとなっており、内容は合理的である。関西電力は信頼性の高い計算手法を用い各種パラメーターを保守的に設定しているので不合理な点はない。関西電力の計算手法は平均的な地震動を求めるものであるが、各種パラメーターを十分保守的設定にしている等を考慮すれば不合理ということはない。
- ② 耐震安全性の相当性について安全性確保に重要な役割を果たす施設等を耐震重要度でSクラスとしているところで新規制基準の基本的考え方及び内容には十分な合理性がある。
- ③ 使用済み核燃料を冷却する施設の耐震重要度分類がBクラスとなっているが、代替的注水・冷却手段に高度の耐震性を要求することで十分な合理性がある。
- ④ 地震以外の外部事象についても、津波についても最新の科学的技術的知見に裏付けられた基準津波の策定等の内容に不合理な点はないし、その他の外部事象についても不合理な点はない。
- ⑤ 核燃料が損傷溶融に結び付く危険性が社会通念上無視しうる程度まで管理されているかと言う観点から見ても不合理な点はない。

しかし、本日の決定は、福島第一原発事故の被害の甚大性、収束していない現状、事故原因が十分に解明されたとはいえない状況からいって、原発の過酷事故は起こしてはならないという観点が希薄である。また、科学的知見の限界などを謙虚に見つめ、一旦過酷事故を起こしたら取り返しがつかなくなるという本来的に危険な科学技術であるという捉え方が軽視されているとしか考えられない。

また、高浜原発の運転差止めを認めた同地裁の仮処分決定（2015年4月14日）のいうように、“基準地震動は原発に到来することが想定できる最大の地震動であるにもか

かわらず 20 か所にも満たない原発のうち 4 つの原発に 5 回にわたり想定した地震動を超える地震が平成 17 年以降 10 年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきであり、本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見いだせない” のであり、事実と矛盾する科学的知見なるものが信頼に値するはずもない。さらに、同決定がいうように、“使用済み核燃料はわが国の存続にかかわるほどの被害を及ぼす可能性があるのに、格納容器のような堅牢な施設によって閉じ込められていない。その考えは楽観的な見通しのもとに成り立ってにすぎない” とするのが極めて常識的判断である。結局、“新規制基準に求められるべき合理性の趣旨は、万が一にも深刻な災害が起こらないようにすることであり、厳格な内容を備えていなければならないと解すべきである。しかるに、新規制基準は緩やかな基準にすぎ、本件原発の安全性は確保されておらず、合理性を欠く” というべきである。

本日の異議審の仮処分取消決定は、福島第一原発事故を引き起こしたことを軽視し、行政の判断に追随する判断である。

再稼働の審査に用いられている新規制基準も楽観的な見通しのもとに作られているものなので、安全性を確保する基準ではないことを再度確認し、私たち九州玄海訴訟の原告団・弁護団は、高浜原発の再稼働をしないよう要求する。

以上、声明する。